

- 【対象者】 ① 就労等の経験後、年齢や体力的な問題から就労等の継続が困難になった障害者  
 ② 就労移行支援を利用後、一般就労や就労継続支援（A型）の利用に結びつかなかった障害者  
 ③ ①、②以外で50歳を超えている障害年金1級者、または就労移行支援、就労継続支援（A型）の利用が、雇用の場が乏しいために困難な障害者 等
- 【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

## （2）地域活動支援センター

在宅の障害者が、地域で自立した日常生活をまたは社会生活を営むことができるよう、創作的な活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場として5つの種類の日中活動の場があります。それぞれ利用者の意向や障害の状況にあわせて、活動の場を選択します。

### ア 地域活動支援センター・デイサービス 支援法

在宅の障害者が障害者地域活動ホームなどの登録事業所に通所して、機能訓練・創作的活動・給食・送迎等のサービスを受けることができます。

- 【対象者】 在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者  
 【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）  
 【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（障害者地域活動ホーム）（104～106頁 参照）ほか

### イ 地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型） 支援法

在宅の障害者が、登録事業所に通所して地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動・生産活動等のサービスを受けることができます。

- ① 地域活動支援センター障害者地域作業所型 身 知  
 【対象者】 主に在宅の身体障害者、知的障害者  
 【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）  
 【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（106～109頁 参照）
- ② 地域活動支援センター精神障害者地域作業所型 精  
 【対象者】 主に在宅の精神障害者  
 【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）  
 【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（109～112頁 参照）

### ウ 精神障害者生活支援センター 精 支援法

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や、規則正しい生活維持のためのサービス（食事、入浴、洗濯）、生活情報の提供等を行います。

- 【対象者】 主に在宅の精神障害者  
 【窓口】 精神障害者生活支援センター（8頁）  
 【実施施設】 「相談窓口」（9頁 参照）

## 工 中途障害者地域活動センター

身

支援法

脳血管疾患等の後遺症による障害者の方々が、生活訓練や地域との交流を行いながら、自立した生活や社会参加を促進するための活動をしています。また、退院後、間もない方へのリハビリ教室も実施しています。

【対象者】 在宅の身体障害者

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 「地域活動施設 一覧表」（112頁 参照）

### （3）障害者地域作業所

在宅の障害者が自主製品の製作等の、地域の中で社会的活動に参加するためのサービスを受けることができます。

#### ① 身体障害者・知的障害者地域作業所 身 知

【対象者】 主に在宅の身体障害者、知的障害者

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（112～113頁 参照）

#### ② 精神障害者地域作業所 精

【対象者】 主に在宅の精神障害者

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（113頁 参照）

### （4）重度重複障害児・者デイサービス

身

知

重症心身障害児施設または障害福祉サービス事業所・障害者支援施設・社会福祉法人型地域活動ホームに通所して、生活援助・訓練等必要な療育を受けることができます。

【対象者】 在宅の重度重複障害児・者

【窓 〇】 児童相談所（1頁）

【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（113～114頁 参照）

### （5）知的障害者福祉工場

作業能力はあっても、対人関係や健康上の理由から一般企業に就職することが困難な知的障害者が就労し、生活指導・健康管理等に配慮された環境の下で社会的自立をめざします。

【窓 〇】 各施設（横浜市内に施設はありません。）

### （6）身体障害者・知的障害者地域作業所小規模通所授産施設

障害者授産施設のうち、通所による常時20人未満の施設です。自立生活に必要な訓練を行います。

【対象者】 主に在宅の身体障害者・知的障害者

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（130～131頁 参照）

### （7）精神障害者小規模通所授産施設

精神障害者授産施設のうち、通所による常時利用者が20人未満の施設です。自立生活に必要な訓練を行います。

【対象者】 主に在宅の精神障害者 【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（131頁 参照）